

|  |
|--|
| 生活交通確保維持改善計画の名称  |
| 令和4年度赤井川村地域内フィーダー系統確保維持計画  |
| 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性   |
| <p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>赤井川村において、公共交通は中央バス赤井川線のみであるが、令和4年3月末を目処に廃止する協議開始の申出があった。</li> <li>赤井川線は高校生の通学のほか、買い物や通院等による日常的な利用がみられ、自家用車を持たない村民にとっては、重要な交通手段となっている。</li> <li>また、現在運行している赤井川線は余市駅における鉄道との接続が円滑ではない状況がみられていることもあり、利用者数の減少が進んでいる。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自家用車を持たない村民が赤井川村で生活し続けるための、村内や余市町等への交通手段の確保</li> <li>村民の移動ニーズに即した新たな公共交通の運行</li> </ul> <p>【解決方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>村民ニーズに即し、効率性及び持続性を考慮した新たな公共交通の運行</li> <li>赤井川村内及び余市町内での利用者ニーズの高い施設への立ち寄りを考慮した路線</li> </ul> |
| 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果  |
| （1）事業の目標   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに運行する公共交通の利用者数1日平均10人以上とする。</li> <li>新たに運行する公共交通の収支率を10%以上とする。</li> </ul>   |
| （2）事業の効果   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>村民の生活圏自治体である余市町までの移動手段が確保することにより、自家用車を持たない村民が赤井川村で生活し続けられる環境の構築。</li> <li>また、高齢者の免許返納の促進が期待される。</li> </ul>  |
| 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>運行便数や運行ダイヤの見直し（協議会）</li> <li>余市駅での他公共交通機関との接続性の確保（協議会）</li> <li>利用者の声を継続的に聴取する住民懇談会の実施（赤井川村）</li> </ul>   |
| 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。</li> </ul>   |
| 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者  |

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤井川村から運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</li> </ul>  |
| <b>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤井川村地域公共交通活性化協議会</li> </ul>   |
| <b>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法</b><br><b>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス利用実態調査：バス停ごとの乗降車数や便数ごとの利用者数を調査員の乗り込みによるカウントで把握</li> <li>・利用実績の活用：運行事業者からの利用者等の実績データの活用</li> <li>・利用者アンケート調査：村内利用者を対象としたアンケート調査の実施</li> <li>・村内関係者協議：移動ニーズの詳細把握、観光や福祉分野等からの意見聴取</li> </ul> |
| <b>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</b><br><b>【地域間幹線系統のみ】</b>   |
| <p>※該当なし</p>  |
| <b>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧</b><br><b>【地域間幹線系統のみ】</b>   |
| <p>※該当なし</p>  |
| <b>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</b><br><b>【地域間幹線系統のみ】</b>  |
| <p>※該当なし</p>  |
| <b>11. 外客来訪促進計画との整合性</b><br><b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>   |
| <p>※該当なし</p>  |
| <b>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</b><br><b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。</li> </ul>   |
| <b>13. 車両の取得に係る目的・必要性</b><br><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |

|   |
|---|
| ※該当なし   |
| 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |
| (1) 事業の目標   |
| ※該当なし   |
| (2) 事業の効果   |
| ※該当なし   |
| 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                                   |
| ※該当なし   |
| 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br><b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b> |
| ※該当なし   |
| 17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |
| ※該当なし   |
| 18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |
| (1) 事業の目標   |
| ※該当なし   |
| (2) 事業の効果   |
| ※該当なし   |
| 19. 貨客混載の導入に係る計画の概要<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |
| ※該当なし   |

|  |   |
|--|---|
| 20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額<br>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】  |   |
| ※該当なし  |   |
| 21. 協議会の開催状況と主な議論  |   |
| <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回（10月28日）：協議会設立、赤井川線の運行状況を踏まえた今後の取組</li> <li>・ 第2回（11月22日）：赤井川線の日曜祝日の運行休止に対する市町村有償運送による代替交通について</li> <li>・ 第3回（2月7日）：地域公共交通計画策定に係る事業の実施内容案について</li> </ul> <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回（6月3日）：計画策定業務に係る予算について</li> <li>・ 第2回（9月14日）：計画策定支援業務について、アンケート調査について</li> <li>・ 第3回（12月3日）：計画策定支援業務の中間報告</li> <li>・ 第4回（3月24日）：令和3年度実施予定の実証運行について</li> </ul> |   |
| 22. 利用者等の意見の反映状況   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度に実施した「住民懇談会」や「利用者アンケート調査」により、移動ニーズを把握した。</li> <li>・ 調査結果に基づき、余市駅で他公共交通との接続強化及び訪問ニーズの高い施設への立ち寄る運行路線及び運行ダイヤとする運行計画を検討した。</li> </ul>  |   |
| 23. 協議会メンバーの構成員  |   |
| 関係都道府県   | 北海道後志総合振興局 地域創生部 地域政策課  |
| 関係市区町村   | ※該当なし   |
| 交通事業者・交通施設管理者等   | 中央バス(株)、(有)赤井川ハイヤー、小樽つばめ交通(株)、(株)キロロホールディングス、赤井川村訪問介護事業所、イナホ観光(株) |
| 地方運輸局  | 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局   |
| その他協議会が必要と認める者   | 赤井川村連合PTA、学校校長会、商工会、福祉協議会、老人クラブ、観光協会、民生委員協議会、高校通学生保護者             |

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 赤井川村字赤井川74-2

(所 属) 赤井川村総務課総務係

(氏 名) 末次 司

(電 話) 0135-34-621

(e-mail) soumu1@vill.akaigawa.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計

画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。